	事業所名	児童発達支援 シュウエール長尾							5	支援プロ]グラム	作成日	令和 6 年	10 月	1 日									
事業所理念		一人一人のお子様に親身に寄り添い最良の療育を行うこと																						
支援方針		発達に障害があり、受給者証をお持ちのお子様に対して、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練、個別課題や集団療育の時間を通じて、お子様とご家族が安心して生活していけるように支援・療育を行う事を運営の方針としています。																						
営業時間		平日	14	時	0	分から	18	時	0	分まで	送迎実施の有無	あり な	なし											
		土曜日又は 祝日	10	時	0	分から	16	時	0	分まで														
_		支 援 内 容																						
	健康・生活	障がいの特性や を行う。	それが	及ぼす生	活上の	困難の理角	解を深め	、状況に	に応じて	、自己の	行動や感情を調整したり、他者に	こ対して主体的に働	きかけられる環境を整	え、より生活し	やすいように支援									
本人支援	運動・感覚	感覚の特性を踏まえた上で、体育館や公園で、他者と運動や遊びを通して、楽しく協力し合い、体力を養うことができるように支援を行う。																						
	認知・行動	一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏まえた上で、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようになることやこだわりを自分自身で意識して緩和することができるようになること の支援を行う。																						
	言語 コミュニケーション	自分の気持ちや考えをまとめて言葉で表現できるような言葉の獲得ができるように支援を行う。 障がいの特性に応じて、文章を読み取る力や書く力がつくように支援を行う。																						
	人間関係 社会性	他者との集団活他者との関係が	動を通 で円滑に	iして、他 に、楽しく	者の気i とれる。	持ちが理角 ように支援	解できる 爰を行う	ようにす 。。	を援する	とともに	、自分の気持ちも他者に伝えられ	1るように支援を行	īò.											
	家族支援	日頃から家族と 援センターや児	で の信頼 登相談	関係を構 所や適応	築して、 指導教	場合に。室と連携し	よってに して支援	は、学校や 受を行う。	や子ども	家庭支	移行支援	子どもの特性や状 への移行支援を行	況に合わせて、学校やカ う。	放課後児童クラフ	ブや適応指導教室									
	地域支援・地域連携	学校や放課後児 所等と情報を共	ブや適応 連携支援	指導教 を行う。	室や子ど <i>も</i>	多家庭支援センターや児童相談				職員の質の向上	定期的に施設内部の研修を行ったり、外部の研修に積極的に参加して、 員の質の向上をはかる。			的に参加して、職										
	主な行事等	遠足やボウリン	ッグや誕	生会や季	節ごとの	の行事(初	詣、鏡	開き、節	分、バレ	ノンタイン	/デー、桃の節句、端午の節句、	遠足やボウリングや誕生会や季節ごとの行事(初詣、鏡開き、節分、バレンタインデー、桃の節句、端午の節句、七夕、十五夜、クリスマス、大掃除等)を行う。												